

第4章 個人情報の取扱いについて

応募や登録のために提供していただいた皆さまの個人情報は、「千葉県個人情報保護条例」及び「交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針」に基づき、次のとおり各関係機関が交通安全推進隊の活動の支援・育成又は運用の目的に限って使用いたします。

個人情報の取扱いにあたっては細心の注意を払いますので、ご理解ください。

個人情報の保有状況（○＝保有している、×＝保有していない）

個人情報の種類	千葉県	県警	市町村		損保会社及び代理店
	くらし安全推進課 地域振興事務所	警察署	交通安全 担当課	小学校 教育委員会	
氏名・年代	○	(○)	(○)	(○)	○
住所・小学校区	○	(○)	(○)	(○)	×
電話番号	○	(○)	(○)	(○)	×
メールアドレス	○	×	×	×	×
所属推進隊	○	(○)	(○)	(○)	×
勤務先 名称・所在地	○	(○)	(○)	(○)	×

＊（○）は、管内及び該当学校区内における推進隊代表者の情報を保有しています。

1 県は、警察署・市町村の交通安全担当課及び小学校へ推進隊名簿（隊の名称・活動地域・代表者の氏名・住所・電話番号・隊員数・主な活動分野）を送付し、警察署・市町村の交通安全担当課及び小学校では、管内及び該当学校区内における推進隊名簿の情報を保有します。

2 小学校と連携して活動していただくため、県から小学校に対して推進隊の名称、代表者の氏名・住所・電話番号、隊員数を連絡します。活動内容によって小学校への連絡を要しない場合はお申し出ください。

なお、交通安全推進隊の整備に携わった小学校や教育委員会では、整備の過程で知り得た個人情報を保有しています。

3 その他、皆さまに無断で個人情報を外部に提供することはありません。

交通安全推進隊の業務に係る個人情報の取扱い方針

平成30年3月22日

千葉県環境生活部くらし安全推進課

県、県警察（警察署を含む。）、市町村及び小学校（交通安全推進隊を中学校単位に組織した場合にあっては、「中学校」と読み替える。以下同じ。）においては、個人の権利利益を保護し、県民の信頼を確保するため、千葉県個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり交通安全推進隊の業務に係る個人情報（以下、「個人情報」という。）を取り扱うものとする。

記

- 1 個人情報については、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）の趣旨に鑑み、県、県警察、市町村及び小学校それぞれの機関における個人情報の保護に関する規程に従い適正に管理し、及び廃棄するものとする。
- 2 上記1のほか、県、県警察、市町村及び小学校は、個人情報を次により取り扱うものとする。
 - （1）県、県警察、市町村及び小学校は、個人情報を交通安全推進隊の業務以外の目的で利用してはならない。
 - （2）県、県警察、市町村は、次に掲げる場合を除き、第三者及びそれぞれの機関内での交通安全推進隊担当部門以外の者に個人情報を提供してはならない。
 - ア 地域振興事務所が千葉県交通安全推進隊事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）3（2）の規定により、県くらし安全推進課に応募用紙（千葉県交通安全推進隊別記第1号様式）等を提出する場合。
 - イ 県くらし安全推進課が事務処理要領3（5）イ又は4（4）の規定により、地域振興事務所に交通安全推進隊の登録完了に関する通知等を送付する場合。
 - ウ 県くらし安全推進課及び地域振興事務所が事務処理要領3（5）エ又は4（4）の規定により、県警察、市町村及び小学校に交通安全推進隊の登録完了に関する通知等を送付する場合。
 - エ 県くらし安全推進課及び地域振興事務所が事務処理要領6（2）の規定により、市町村及び警察署または活動地区の小学校に「交通安全推進隊名簿」（事務処理要領別記第4号様式）を送付する場合。
 - オ 県がボランティア活動保険の契約を結ぶために引受保険会社及びその代理店に名簿を送付する場合。
 - カ 県が登録簿作成業務を委託契約した業者へ応募用紙を提出する場合。
 - （3）上記（1）及び（2）の取扱いにおいて、疑義が生じた場合には、その都度県くらし安全推進課と協議する。